

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託
に係る質問に対する回答

令和5年3月8日

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

質問1. 仕様書内に訪問催告とございますが訪問の可否は弁護士判断でも宜しいでしょうか。(弊所は訪問催告を実施しておりません。)

回答

訪問催告については受託者と県が協議の上決定するものとなります。そのため、受託した際には、県からの要望に応じ訪問を実施していただけるような体制の整備をお願い致します。